

社会福祉法人おおのり会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおのり会（以下「本会」という。）の定款第八条および第二十一条の規定に基づき評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席（TV・WEB 会議等での参加、決議省略による場合を除く）の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、地域手当は、別表2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員旅費規程の定めを準用する。

3 前項の常勤役員に対する報酬等のうち、毎月の報酬、地域手当及び通勤手当は当月25日までに支給する。

4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席（TV・WEB 会議等での参加、決議省略による場合を除く）の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

5 非常勤役員報酬の総額は、定款第八条に定める評議員報酬と同額の各年度 総額が50万円を超えない範囲とする。ただし、常勤役員の報酬に関しては年間総額が別表2のとおりとする。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 評議員及び役員に対しては、費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(その他の謹呈)

第6条 本会より役員や評議員へのお中元やお歳暮等の謹呈は行わないこととする。

ただし、本会の役員、評議員等の冠婚葬祭等の催事については、理事長の判断および役員の意向により謹呈ができるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 令和4年12月21日 一部改正（別表3 報酬規程総額の修正）

別表1 評議員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 (1人当たり)	年間総額（合計）
評議員	出席	5,000円	500,000円以内
	決議省略・TV及びWEB 会議等での参加	0円	

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額 (1人当たり)	年間総額 (1人当たり)
理事長	240,000円	2,880,000円
業務執行理事	240,000円	2,880,000円

別表3 非常勤役員の報酬

役職	参加形態	報酬日額 (1人当たり)	年間総額（合計） (非常勤役員の報酬総額 500,000円以内)
理事長	出席	5,000円	200,000円以内
	決議省略・TV及びWEB 会議等での参加	0円	
業務執行理事	出席	5,000円	200,000円以内
	決議省略・TV及びWEB 会議等での参加	0円	
理事	出席	5,000円	150,000円以内
	決議省略・TV及びWEB 会議等での参加	0円	
監事	出席	5,000円	150,000円以内
	決議省略・TV及びWEB 会議等での参加	0円	